

<非常勤ヘルパーの訪問コストについて>

平均賃金 1044 円/時間

(その他のコスト)

○移動時間等のヘルパーへの報酬⇒1回の訪問時間に片道10分程度

○記録等にかかるヘルパーへの報酬⇒5分から10分程度

○社会保険コスト⇒報酬額全体の約16%

<社会保険コスト=事業主負担分(概ね)>

- ・ 労災保険 報酬額の1000分の5.5
- ・ 雇用保険 報酬額の1000分の9.5
- ・ 健康保険(政府管掌) 報酬額の1000分の42.5
- ・ 厚生年金 報酬額の1000分の86.75
- ・ 介護保険 報酬額の1000分の5.45
- ・ 児童拠出金 報酬額の1,000分の1.1

⇒この他、交通費や車両費などの移動コスト、管理コストが必要となるが、非常勤ヘルパーの訪問コストとして現行の家事援助の報酬単価(1530円)を上回ると考えられる。

○ 3級ヘルパーの雇用について(社会福祉人材センターのデータより/参考資料②参照)

平成13年9月に全国の社会福祉人材センターにおいて斡旋された、ホームヘルパーへの就職者130人のうち、3級ヘルパー取得者3名(約2.3%)にすぎない。

○ 居宅介護支援事業の状況一定点社協(全国119ヶ所)の状況(平成13年11月)一

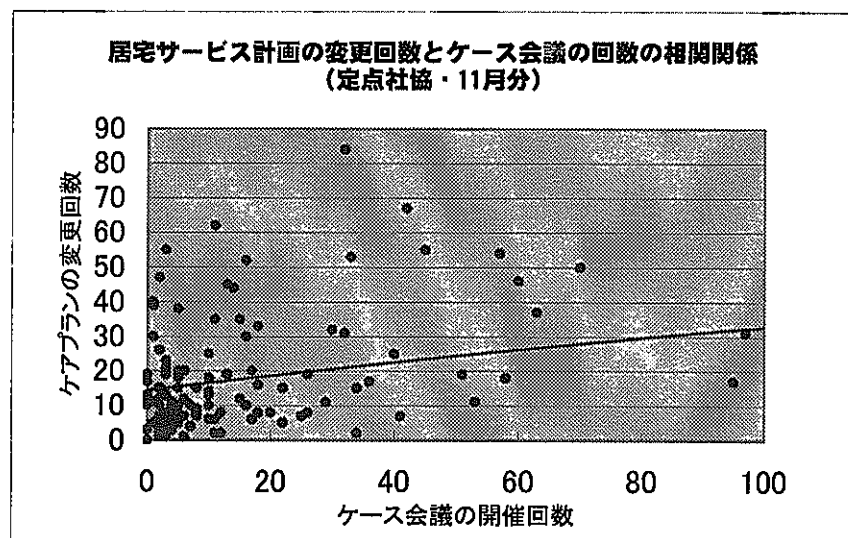
1 定点社協の利用状況(11月)

支援	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合計
2978	5806	3247	1726	1330	1392	16479
18%	35.2%	19.7%	10.5%	8.1%	8.4%	

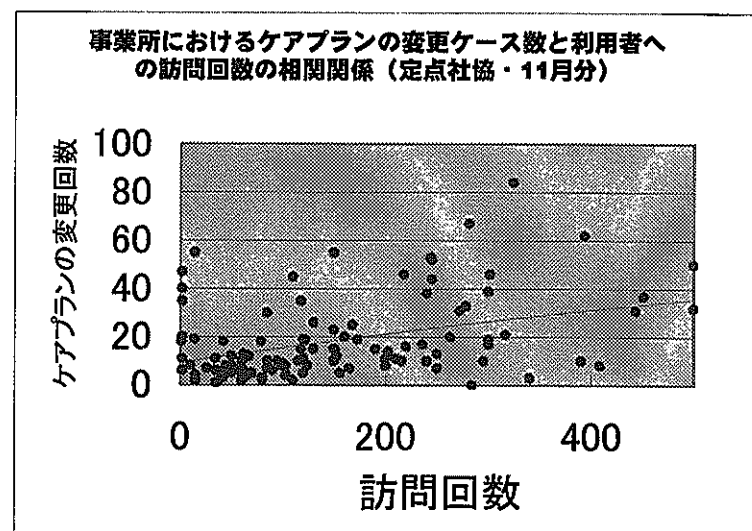
(1社協あたりの利用者数) 138.479人
 (1社協あたりの平均体制) 常勤ケアマネジャー 約3.2人
 非常勤ケアマネジャー 約5.7人

2 ケマネジャーの活動状況

(ケアマネジャーの担当ケース数) 常勤ケアマネジャー 約46.9人
※稼働している場合のみ 非常勤ケアマネジャー 約23.3人
 (1社協あたりの利用者宅への平均訪問回数) 約165.0回
 (1社協あたりの平均ケース会議回数) 約23.0回
 (1社協あたりの居宅サービス計画の平均変更回数) 約17.9回



相関係数=0.19



相関係数=0.57

3 ケアマネジャーが苦慮しているケース

※以下のようなケースについて居宅介護支援事業者として最も対応に苦慮したり、手間がかかる場合を9点とし、以下2番目を8点というふうに順序をつけていただいた。

	平均点数	9点又は8点にした社協数	%
①状態が不安定で状況判断が頻繁に必要なケース	7.487	72	61.5%
②頻繁にケアプランの変更を要望するケース	6.647	51	43.9%
③コミュニケーションが取りにくい利用者(世帯)	6.291	31	26.0%
④痴呆などにより生活能力判断にかけるケース	6.181	36	30.8%
⑤新規ケース	5.829	41	35.0%
⑥要介護度が変更になったケース	3.675	1	0.8%
⑦負担額の多いケース	3.282	1	0.8%
⑧他事業者のサービスを利用しているケース	2.949	4	3.4%
⑨要介護の高いケース	2.379	1	0.8%

※最も苦慮しているのは、要介護度が単に高いケースということではなく、状態が不安定であったり、コミュニケーションが困難であったり、痴呆などで生活判断能力に欠け、頻繁にケアプランの調整等を図る利用者というケース像が考えられる。

4. 利用減額を超えてサービスを利用している利用者の状況

	実数	利用者全体との割合
①限度額の9割以上を利用している利用者	1042	6.3%
②限度額を超えている利用者	159	1.0%
③限度額を超えないように、あるいは負担を押さえるために事業との協力のもと報酬内容等の調整を図っているケース	267	1.6%

<限度額を超えて利用をしている利用者の現状>

※定点社協の協力により提出いただいたケースの概要

	データ数	利用者負担額を調整	全額自己負担分5万円以上	全額自己負担分10万円以上	最高全額自己負担額
要支援	13	0	1	0	0
要介護1・2	34	8	6	3	約20万円
要介護3	13	6	1	1	約20万円
要介護4・5	26	15	3	6	約30万円

<主なケースの概要>

- 要支援**
- ・デイサービスの利用を楽しみにしていたり、本人の嗜好として強く特定のサービス希望するケース
 - ・家族が独居の親の生活を心配して、訪問介護等を頻繁にサービスを入れるケース
 - ・家事を中心になっていた妻や娘が病気等で不在になって家事援助を頻繁に入れるケース
- 介護1・2**
- ・家族等が短期入所サービスの頻繁に利用するケース
 - ・痴呆や精神病などのため日常生活の安全面などを配慮し、家族等の強い希望で理由にサービスを多く利用するケース
 - ・家事や介護を中心になっていた妻や娘が病気等で不在になって家事援助を頻繁に入れるケース
 - ・本人が骨折したり病気のため、通院や家事のための訪問介護を頻繁に利用するケース
 - ・デイサービスの利用を楽しみにしていたり、本人の嗜好として強く希望するケース
 - ・本人が多少の負担があってもサービスを多く利用して、快適な生活をおくりたいと強く希望するケース
- 要介護3**
- ・一人暮らしまたは日中独居で、家族の希望で短期入所サービスの頻繁に利用するケース
 - ・家族等が相当な負担を覚悟しても、今の生活の維持をさせたいと考え、サービスを利用するケース
- 要介護4・5**
- ・重い痴呆症状や要介護状態であっても在宅で家族と同居したいと強く家族または本人が希望するケース
 - ・日中独居のため家族がデイサービス等の通所系サービスの頻繁な利用を希望するケース
 - ・寝たきり状態であるが、在宅でのケアを望まれ、排泄等のケアを頻回でホームヘルプを利用するケース

○ 低所得者等への減免措置の状況一定点社協(全国113ヶ所)の状況(平成13年11月)一

①訪問介護における介護保険制度前からの利用者で負担額3%の利用者の割合

	支援	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合計
利用者数	2392	4428	2089	1022	878	1058	11867
介護保険制度前からの利用者で負担額3%の者 (下段は%)	1220 51.0%	2302 52.0%	935 44.8%	401 39.2%	307 35.0%	436 41.2%	5601 47.2%

※ 社協の訪問介護利用者の約半数が3%負担の減免の対象となっている。

②社会福祉法人等への低所得者等に対する利用負担額の減免措置の実施状況

実施している市町村 73市町村 (うち社会福祉法人以外も対象にしている市町村=6)
 実施していない市町村 40市町村

③訪問介護における社会福祉法人の減免措置を実施している社協(63社協)の対象者の割合

	支援	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合計
利用者数	1241	2404	1161	540	482	613	6441
社会福祉法人の減免制度利用者数(下段は%)	168 13.5%	235 9.8%	83 7.1%	42 7.8%	36 7.5%	51 8.3%	615 9.5%